

介護職員処遇改善対策事業に係る説明会資料

平成21年8月

神奈川県

目 次

1 介護職員処遇改善交付金事業の概要

介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算（案）） ----- 2

全国介護保険担当課長会議資料（平成21年5月28日開催）

抜粋 ----- 4

介護職員処遇改善交付金事業実施要領（平成21年8月3日厚生労働省老健局長通知） ----- 7

Q & A（賃金改善の方法等について）（平成21年8月3日厚生労働省老健局長通知 都道府県宛Q & A） --- 22

2 介護職員処遇改善交付金に係る手続きについて 31

3 これまでの主な質問及び回答 ----- 34

4 本事業に係る問い合わせ先 ----- 40

介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算（案））

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようになるとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

(注) 雇用創出量については、事業費の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

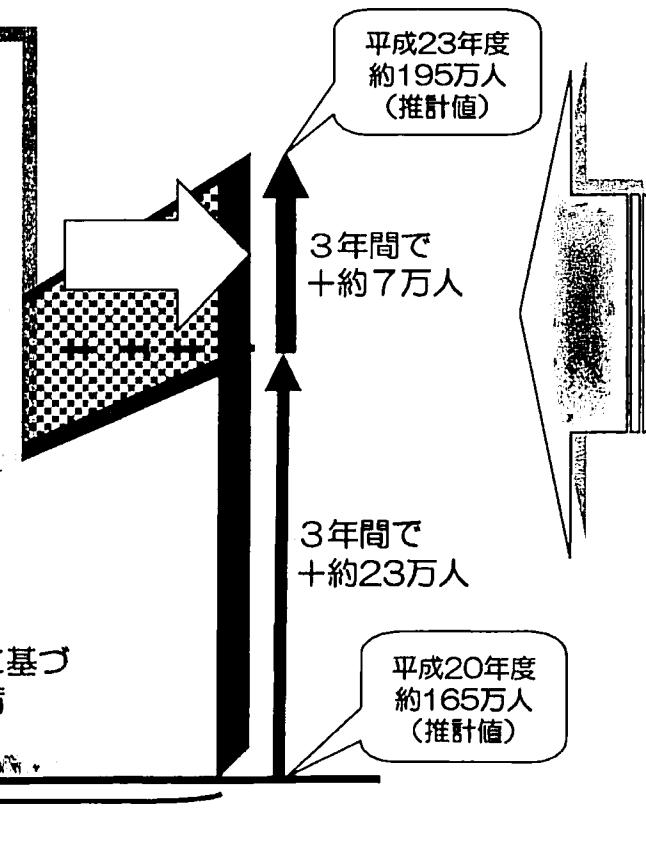
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成21～23年度

【介護職員等の待遇改善・養成】

①介護職員待遇改善交付金（仮称）

介護職員の待遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる待遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

(注1) 「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

(注2) 雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護職員処遇改善交付金（仮称）

（1）目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していくよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

（2）補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金（仮称）を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。（介護職員のないサービスは助成対象としない）
(別紙参照)

（3）交付方法

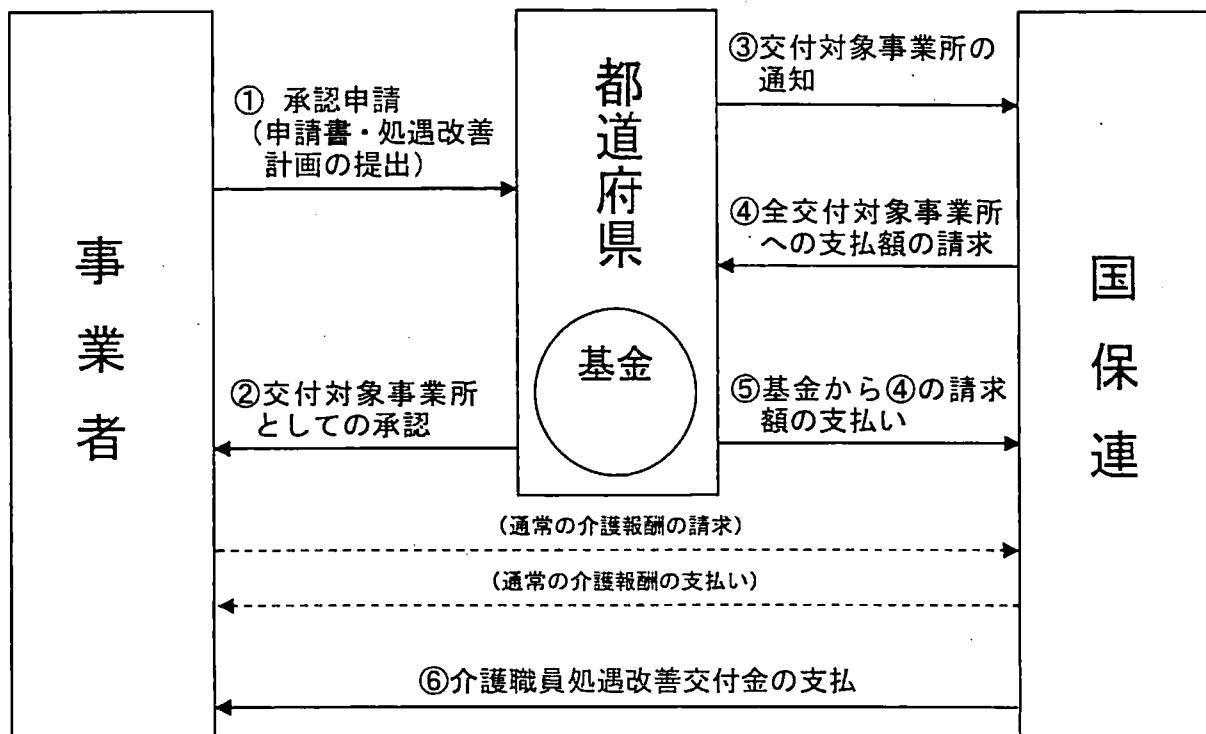
- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : 介護報酬総額 × 介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

- （4）事業規模 合計約3,975億円 〈介護職員（常勤換算）1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

1. 執行のスキーム(イメージ)



2. 都道府県の実施事務内容

(1) 事前の準備

①都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成（以下「本事業」という。）については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例（素案）については先般お示ししているところであり、「（調整中）」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

②対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

ついては、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図られたい。

(2) 事業者からの申請処理

①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日（サービス分）まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所（以下「交付対象事業所」）について、国保連に伝達する。

- 国保連においては、交付対象事業所について、
- ・事業所異動連絡票情報の登録
 - ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
 - ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

（これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。）

- 国保連においては、交付対象事業所について、
- ・交付金支払通知書の作成、送付
 - ・指定口座への振込み
- を行う。

《今後のスケジュール》

- | | |
|-----|----------------------|
| 7月 | 介護事業者への説明会 |
| 8月 | 準備のための申請受付開始 |
| 9月 | 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定 |
| 10月 | (算定対象サービスの提供開始) |
| 11月 | (算定対象サービスの請求) |
| 12月 | 交付金の支払い開始(国保連) |

介護職員処遇改善交付金事業実施要領

1 通則

介護職員処遇改善交付金事業（以下「交付金事業」という。）は、当該都道府県に所在する支給要件を満たした介護事業者を承認し、承認された事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、介護職員（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）等に規定する訪問介護員等（サービス提供責任者含む。）、介護職員（介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第4項の者及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第4項の者を除く。）及び指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者をいう。以下同じ。）の賃金改善に充当するための交付金（以下「交付金」という。）を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図る。

2 交付金の仕組みと事業年度

一 交付金の仕組み

介護職員処遇改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が発生した場合には、その額を返還することとしている。

二 事業年度

交付金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払い分まで（12か月間）とし、その交付金の額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の2月から翌年1月までに提供された介護サービスとなる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度の場合）

平成21年12月から平成22年3月の交付金支払い分まで（4か月間）

（原則として、平成21年10月から平成22年1月までに提供された介護サービス分）

（平成24年度の場合）

平成24年4月から5月の交付金支払い分まで（2か月間）

（原則として、平成24年2月から3月に提供された介護サービス分）

※ ただし、平成24年度については、介護報酬の月遅れ請求があった場合、当該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月

及び7月の交付金支払い分も含めることとする。

3 交付金の支給要件

交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならない。

- 一 平成21年10月から平成24年3月までの間、別紙1の表1に掲げる介護サービスを提供する見込みがある。
- 二 4に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金（退職手当を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している。
- 三 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の待遇改善の内容を記載した別紙様式2の介護職員待遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出している。
- 四 交付金の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去一年間（申請日が平成22年7月31日以前である場合については平成21年8月3日から申請日までの間）に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。
- 五 労働保険に加入している。

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度介護報酬改定を踏まえた待遇改善事項について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額することを予定している。

4 交付金見込額の計算

交付金見込額については、次の計算による。

介護報酬総額（※1）×交付率（※2）（一円未満の端数切り捨て）

※1 介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額（緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。）をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ。）は、当該事業年度における交付金の交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

※2 交付率については、別紙1の表1に定める率を用いる。

（補足事項）

※1については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

交付金見込額は、都道府県ごとに計算するものとし、別紙様式2の介護職員待遇改善計画書を複数の介護サービスを提供する事業所において一括作成する場合の交

付金見込額の計算については、別紙1の表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額（一円未満の端数切り捨て）を合算すること。

5 交付金の額

年度内に支払われる交付金の額は一の額とする。

ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（8の一のエの「賃金改善実施期間」をいう。以下同じ。）における二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。

- 一 事業者の申請に係る介護報酬総額に、別紙1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）
- 二 実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額及び交付金を原資として他都道府県の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善に充当した額を含まない。）の実支出額の合計額

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。
- 二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- 三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における5の二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。
- 四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。
- 五 労働基準法等を遵守しなければならない。

7 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

8 介護職員待遇改善計画書の作成

交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。

一 賃金改善の方法

ア 交付金見込額

4により算定された額

イ 賃金改善見込額

各事業者において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込み額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額でありアの額を上回る額

ウ 賃金改善を行う給与の項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年2月から翌年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度）

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間

（平成24年度）

事業者の選択により、平成24年2月から6月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の期間

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

二 賃金改善以外の処遇改善事項

平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。

※ 介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単

位での作成となるが、交付額の算定等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

9 交付金の対象事業者としての承認申請

交付金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。

ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

10 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継後の交付金の取扱いに関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

11 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。

その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を超えた賃金改善への交付金の充当であっても問題はない。ただし、その賃金改善額が交付金の受給総額を下回る場合には、5に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。

- 一 交付金の受給総額
- 二 交付金による賃金改善実施期間

三 第二号の期間における次の事項

- ア 介護職員常勤換算数の総数
- イ 介護職員に支給した賃金総額
- ウ 介護職員一人当たり賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担增加額を含む。）

当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、6の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

六 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善の原資とした額

七 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善の原資として充当した額

八 賃金改善所要額

次の計算式により算出された額

第五号の額+第六号の額-第七号の額

九 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（都道府県への返還額）

当該金額は、第一号の額から第八号の額を減じた額が一円以上の場合に記載すること。

十 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

12 その他

対象事業者は、上記の他、以下の点に留意すること。

- 一 本交付金は、毎月、介護報酬総額が確定した段階で交付される。
- 二 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととなる。
- 三 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、複数の事業所単位又は事業者単位での交付額となる。
- 四 実施主体が交付金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から交付金が支払われる。

別紙 1

表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問介護	4. 0 %
・夜間対応型訪問介護	
・(介護予防) 訪問入浴介護	1. 8 %
・(介護予防) 通所介護	1. 9 %
・(介護予防) 通所リハビリテーション	1. 7 %
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	2. 9 %
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス	2. 5 %
・地域密着型介護老人福祉施設	
・(介護予防) 短期入所生活介護	
・介護保健施設サービス	1. 5 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	1. 1 %
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	

表 2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・(介護予防) 訪問看護	
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	0 %
・(介護予防) 福祉用具貸与	
・特定（介護予防）福祉用具販売	
・(介護予防) 居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	

介護職員処遇改善計画書(平成 年度申請用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名 称		
主たる事務所の所在地	〒 郡：道 府：県		
事業所等の名称	フリガナ 名 称	FAX番号	提供する サービス
事業所の所在地	〒 郡：道 府：県	FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

- (1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成 年度交付金見込額(総額)		円	
②	賃金改善所要見込額(総額)(アナイーウ)		円	
	ア	賃金改善に要する見込額(総額)	円	
	イ	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額	円	
	ウ	アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額	円	
※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。				
※②のイ又はウについて該当がある場合は、別紙様式2(添付資料2)を添付すること。				
賃金改善の方法について				
③	賃金改善を行う給与項目	基本給、[] 手当、[] 手当、[] 手当、賞与(一時金) その他()		
④	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
※④については平成21年度は平成21年10月~平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年の2月~翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月~6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてならない。				
⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)			
(任意記載事項)平成20年10月~平成21年3月までの状況について記載されたい。				
⑥	介護職員賃金総額 (月額平均)	円	⑦ 一人当たり介護職員 賃金額(月額平均)	円

- (2) 賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備・非正規職員から正規職員への転換・短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化・休暇制度、労働時間等の改善・職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備・資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成・介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実・業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

介護職員処遇改善計画書(都道府県内事業所等一覧表)

法人名		
介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額(別紙様式2の(1)②イに相当する額を記載すること。)	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額(別紙様式2の(1)②ウに相当する額を記載すること。)
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山县	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山县	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山县	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

別紙様式 3

平成●年●月●日

都道府県知事 ●●● 殿
神奈川県知事 松沢 成文 殿

(法人名)
(代表者) 印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

介護サービス事業所「 ●●●●● 」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定)がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・その他必要な書類(就業規則、給与規程、~~労働保険保険関係成立届等の納入証明書~~等労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等))

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で交付されるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と交付額を比較し、交付額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

平成●年●月●日

都道府県知事 ●●● 殿
神奈川県知事 松沢 成文 殿

(法人名)
(代表者) 印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認（兼介護職員処遇改善交付金の支給決定）がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- ・その他必要な書類（就業規則、給与規程、~~労働保険保険関係成立届等の納入証明書~~ 等労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等））

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交付されるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と交付額を比較し、交付額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、複数の事業所単位又は事業者単位での交付額となる。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

介護職員処遇改善実績報告書(平成 年度)

都道府県知事 ●● 殿
神奈川県知事 松沢 成文 殿

①	平成 年度分交付金受給総額	
②	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④ ÷ ③)	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること)	----- ----- ----- -----
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善 の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付 を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	
⑪	交付金余剰額(返還額)(①-⑩)	
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦ ÷ ③)	

※ ①については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。

※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可。）

※ ⑥又は⑨について該当がある場合は、別紙様式5（添付資料2）を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県内事業所等一覧表)

法人名			
介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	交付金受給額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額（別紙様式5の⑥に相当する額を記載すること）	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額（別紙様式5の⑦に相当する額を記載すること）
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山县	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

○ 賃金改善の方法等について

(問1) 厚生労働省の説明資料や報道等において、「15,000円」という金額が出てきているが、15,000円を上回る賃金改善計画を策定しなければ本交付金による助成を受けられないのか。

また、実際の賃金改善額が、賃金改善計画における改善見込額を下回った場合についてはどのような取り扱いとなるのか。

(答)

15,000円については、あくまでも交付率を決定するために用いた指標であり、事業の規模や職員体制によっては、すべての事業者に介護職員一人当たり月額15,000円の助成が行われるわけではない。

また、例えば次のような場合においては、結果として実際の賃金改善額が賃金改善計画における改善見込額を下回ることも想定されることから、交付金の受給総額から当該賃金改善にかかった費用の差額を年度ごとに都道府県に返還することで足りるものとする。なお、実績報告時において、当該理由を都道府県に報告することは必ずしも必要としていない。

- ・ 組織における職員構成、介護給付収入の変動等により、計画の実行が困難となった場合。
- ・ 当初の見込み通りに介護職員の増加を図れなかった場合。
- ・ 当初計画を下回る改善について労使の合意が得られた場合。
- ・ その他適当と認められる事由

(問2) 交付金の交付見込額（月額）を上回る賃金改善計画を策定することとされているが、どの程度の水準を上回ればよいのか。

(答)

「上回る」について具体的な数値要件を定めることはないので、適切な設定をされたい。

なお、1年目については、選択的な処遇改善要件として、平成21年度介護報酬改定を踏まえた賃金改善以外の処遇改善事項（例：正規職員への転換、勤務シフトの改善、教育・研修の充実、子育て支援や腰痛対策の実施等）をチェックすることを要件とし、平成22年度以降は、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は減額することを予定している。

(問3) 介護職員の賃金改善見込額について、どのように計算をすればよいのか。

(答)

申請書作成段階における介護職員の賃金水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計されたい。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはないが、実現可能性のある金額を設定すること。

(問4) 介護給付の収入が処遇改善計画時を大きく上回った結果、実際に受給した交付金の額が当初の賃金改善計画作成時の見込み額を上回ったことにより、交付金による当初の賃金改善計画を上回る額の改善が可能となった場合、当該上回った額への交付金の充当は可能か。

(答)

交付金受給額の範囲内において、介護職員の賃金改善を行う場合、交付金の充当は可能である。

(例) 交付金見込額（月額）150,000円

交付金受給額（月額）165,000円（見込額+15,000円）

⇒総額165,000円以上の賃金改善を行った場合、交付金の返還の必要はない。

(問5) 全職員一律に交付金を分配する必要はあるのか。例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。

(答)

賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとしており、全職員同額の賃金引き上げは行う必要はない。

(問6) 定期昇給の実施も賃金改善と認められるのか。

(答)

賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば間わない。

(問7) 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

(答)

賃金改善額には次の額を含むものとする。

- 法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、本交付金による賃金上昇分

に応じた事業主負担増加分

- ・法人事業税における本交付金による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分

また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分（例えば、退職手当共済制度等における掛金等）は含まないものとする。

(問8) 賃金改善額には、交付金申請日以前の賃金改善額を含むのか。

(答)

賃金改善額については、原則、平成20年度下半期(10~3月)における介護職員の賃金水準との比較によることとしており、結果的に、申請日以前の改善分であっても、平成21年介護報酬改定を踏まえて実施した賃金改善額（例えば、平成21年4月に実施したベースアップ等）のうち、賃金改善実施期間（問9参照）における支給分については、賃金改善額に含むこととなるが、賃金改善実施期間より前の支給分は賃金改善額に含めることはできない。

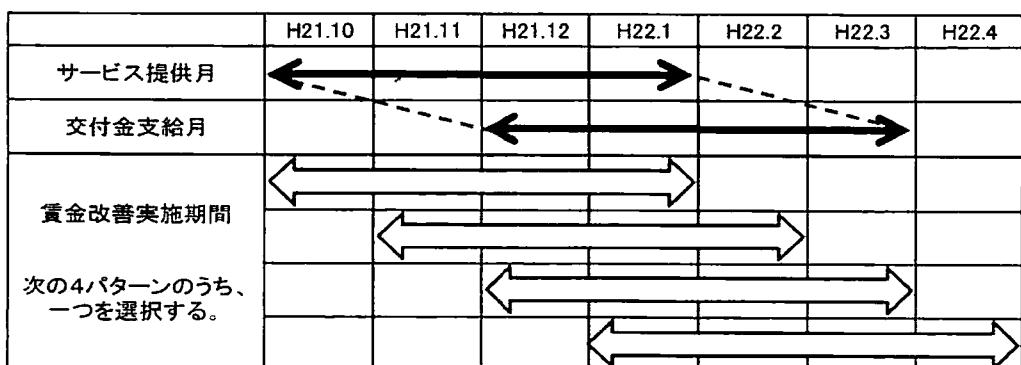
(問9) 賃金改善実施期間の設定について。

(答)

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

(例) 平成21年度における賃金改善実施期間については下図のようになる。



なお、選択した賃金改善実施期間において、必ずしも毎月賃金改善分の支給を行う必要はない。例えば上記の例において平成21年10月から平成22年1月までの期間を賃金改善期間として選択した場合、賃金改善方法については、毎月の基本給等に交付金を充當することだけでなく、平成22年1月に賞与等で一括支給することも可能である。

(問10) 対象事業者の責務として、「交付金による賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。」とあるが、業績悪化等により賃金を引き下げざるを得ない場合はどうするのか。

(答)

もともと業績等に応じて変動することとされている給与（賞与等）については、業績悪化等により引き下げ等を行うことを妨げてはいない。

ただし、業績悪化等で、業績等に応じて変動することが想定されない給与を引き下げた場合等については、実施要領の11に定めるところによる。

(問11) 職員への周知はどのように行うのか。

(答)

職員への周知については、介護職員処遇改善計画書を用いることとする。

当該計画書には、交付金見込額と賃金改善見込額及び賃金改善の方法等について、事業所の職員に周知するとともに、できるだけ介護職員1人当たりの賃金改善見込み額を盛り込むこととしている。

具体的な周知の方法については、例えば、当該計画書を全事業所に掲示することや全従業者に通知すること等が考えられるが、各法人において適切な方法を選択されたい。また当該計画書に加え、必要な資料を併せて周知することも可能である。

なお、交付金事業の経済危機対策としての趣旨にかんがみ、この交付金について速やかに職員に周知するとともに、処遇改善計画の内容や賃金改善の見込み額についても周知されたい。

○ 対象者等について

(問12) 介護職員の定義如何。介護職員以外の職種は対象とならないのか。

(答)

指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者

が対象であり、他の職種のみに従事している者は対象とならない。

介護職員以外の職種の処遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。

(問 13) 病院と併設している介護療養病床の介護職員の取り扱い如何。

(答)

資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護療養病床の介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができます。

(問 14) 介護職員が足りず、看護職員の余剰分を、人員基準の介護職員としている場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

人員配置基準を満たした上で、看護職員が、介護業務に従事している場合は、交付金の対象となる。

(問 15) 介護職員が派遣労働者の場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

介護職員であれば派遣労働者であっても本交付金の対象とすることは可能であり、派遣元と相談の上、交付金を派遣料金の値上げ分等に充てることは可能である。この場合においては、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとする。

(問 16) 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員の取り扱い如何。

(答)

外部サービス利用型の施設の交付金については、委託費の上乗せに充てても良い。その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託費の上乗せに充てたことを明示するとともに、委託先の事業所は、委託元から支払われた上乗せ分を含めた計画書・実績報告書を作成すること。

(問 17) 基準該当サービス事業所は、本交付金の支給対象となりうるのか。

(答)

基準該当サービス事業所については、各都道府県の実情に応じて、交付金の対象とすることができます。

対象とされた場合には、指定介護サービス事業所と同様に、処遇改善計画

を作成の上、交付金対象事業所の承認の申請を行う。

なお、基準該当サービス事業所への交付金の支払いは、通常の介護サービスの費用の支払いに準じ、国保連等から支払われることとなる。

(問 18) 新規指定の事業者は、本交付金を受けられないのか。

(答)

新規指定事業者についても、本交付金の助成対象である。この場合において、処遇改善計画書における賃金改善額については、賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられる。

(問 19) 新規に増員した介護職員の賃金改善額については、どのように取り扱うのか。

(答)

当該者の賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。

(問 20) 雇用する職員の員数や、個別の職員の入れ替わりにより、職員構成に変更があった場合の賃金改善額の考え方について。

(答)

この場合の賃金改善額については、「比較対象である平成 20 年度下半期中（※）に適用されていた賃金算定ルールを当該年度に勤務している介護職員に適用した場合の賃金総額」と「当該年度に受給した交付金の総額」の合計額を、「実際に当該年度に支給した賃金総額」が上回っていればよいという考え方となる。

こうした考え方により、実際の賃金改善額の計算については、個々の事業者の実態に応じた適切な方法で行われたい。

例えば、手当を新設した場合や昇給額が計算できる場合等、賃金改善の方法によって明確に賃金改善額が区分できる場合は、当該改善額の総額が、交付金の総額を上回っていればよい。

※ 平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までを指し、例えば、平成 20 年 12 月に賃金改善を実施した場合については、平成 20 年 10 月又は 11 月時点の賃金算定ルールを用いることも可能である

【追加分】

(問 21) 交付金の対象事業者としての承認は、申請月及びサービス提供月との関係でいつから発生するのか。

(答)

承認の効果は申請月まで遡ることができる。即ち、申請月のサービス提供分から交付金の算定対象とすることが可能である。ただし、支払いの時期が通常のサービス提供月から翌々月の時期に間に合わない可能性が高いことについて、事業者に事前に伝える必要がある。

なお、今年 10 月サービス提供分については、準備のため、サービス提供月の前月である 9 月から受け付けることとしている。

(問 22) 平成 21 年 11 月以降に申請のあった事業者に対して、10 月サービス提供分にかかる交付金の支払いを行うことは可能か。

(答)

交付金は、申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められない。

(問 23) 交付金は毎月の支払いが概算払いという性質なのか。また、交付金の額の確定は必要なのか。

(答)

介護職員処遇改善交付金は、毎月、介護報酬総額に一定の率を乗じた額を精算払いすることとなる。また、精算払いのため、額の確定は必要ない。実績報告により、実際に賃金改善に充てられた経費が交付金受給総額を下回ったことが判明した場合であっても、額の精算による返還ではなく、交付金の支給条件により返還義務が生じているという整理となる。

(問 24) 介護職員処遇改善交付金を事業者へ支払う際の口座については、介護報酬の支払先と同一の口座になるという理解でよいか。また、複数事業所が事業者単位で一括申請した場合であっても同様か。

(答)

お見込みの通り。

(問 25) 介護報酬の月遅れ請求に係る交付金についても、自動的に国保連から支払われるのか。

(答)

お見込みのとおり。ただし、介護報酬の請求月が遅れているため、通常の支払い時期（サービス提供月の翌々月）から遅れることとなる。

(問 26) 実施要領「2 交付金の仕組みと事業年度」の「二 事業年度」の交付額の根拠となる介護サービス期間について、「原則として」と示されているが、例外としては、月遅れ請求が翌年度に区分されるという解釈で良いか。

(答)

お見込みの通り。したがって、交付額の算定根拠となる介護報酬総額にも含まれるものである。

(問 27) 交付額の算定根拠となる介護報酬総額について、介護報酬本体の過誤調整や過誤調整によらない返還等が生じた場合の取扱いを教えてほしい。

(答)

介護報酬の過誤調整については、毎月の交付金額の算定の中で調整されるため、交付金の返還又は過誤調整は不要である（ただし、事業年度終了後の実績報告による返還は生じうる）。

一方、過誤調整によらない返還等が生じた場合については、交付金額の算定による調整が行われないため、交付金の返還又は過誤調整が必要となる。

(問 28) 交付金に返還額が生じた場合、介護報酬と相殺することは可能か。

(答)

交付金は当道府県の基金から支出される一方、介護報酬は市町村の介護保険特別会計から支出されるものであるため、両者を相殺することはできない。

(問 29) 実施要領に定める賃金改善実施期間では、事業者が事業年度を越えて賃金改善を実施することも可能となっているが、その考え方を教えていただきたい。

(答)

本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への交付金の充当であっても問題は生じない。

(問 30) 都道府県独自の判断で、実施要領に規定された様式及び添付書類以外の書類を、事業者に求めることは認められるか。

(答)

例えば、実績報告時に添付する賃金改善総額の積算内訳に関しては、事業者の賃金改善方法や介護職員の就業実態等が様々なことから、すべての事業者に一律の様式による記載を求めるることは、困難であり、かつ、事業者及び実施主体である都道府県に過度の事務負担が生じるおそれがあるため、事業者の任意の方法による記載としているところである一方、事業者に対して本交付金に関する書類を5年間保存することを義務づけているものである。

都道府県におかれでは、こうした趣旨を踏まえ、実施要領に定める添付書類以外の書類を一律に求める場合には、その内容について、必要性の有無及び事業者の事務負担も考慮し、慎重に検討されたい。

介護職員処遇改善交付金に係る手続きについて

神奈川県

1 介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認申請

(1) 提出書類

ア 申請書等送付票 → 34ページ

イ 介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書 → 18・19ページ

〔「介護職員処遇改善交付金事業実施要領(以下要領という)」別紙様式3
または別紙様式4〕

添付書類

・介護職員処遇改善計画書(要領別紙様式2) → 15~17ページ

・その他必要な書類

〔就業規則、給与規程、労働保険に加入していることが確認できる書類の
写し(保険関係成立届、概算・確定保険料申告書等)〕

※ 提出時に事業者控をとり、保管してください。

ウ 返信用封筒(長形3号封筒に80円切手を貼付し、返信先の宛名を記載したもの)

(2) 提出期限

対象とするサービス提供月の初月末日に必着

〔該当日が、土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日の場合は、直前の平日
とする。〕

平成21年度分(平成21年10月サービス分～平成22年1月サービス分)の例

区分	提出期限	備考
10月サービス分から申請の場合	10月30日(金)	9月10日(木)から受付開始
11月 "	11月30日(月)	
12月 "	12月28日(月)	
H22. 1月 "	1月29日(金)	

平成22年度分(平成22年2月サービス分～平成23年1月サービス分)の例

区分	提出期限	備考
H22. 2月サービス分から申請の場合	2月26日(金)	※ 別途、追加要件あり
H22. 3月 "	3月31日(水)	"
H23. 1月 "	1月31日(月)	"

※ 平成22年度以降は、必須要件に加えて処遇改善事項について定量的な要件(例:勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等)を課すほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額する予定です。

これらの要件等について、別途、説明会を開催する予定としており、後日、5の「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

(3) 提出方法

原則として郵送

(4) 提出先 ➡ 41ページ

[平成21年9月10日(木)～11月30日(月)]

※ 平成21年12月1日(火)以降の提出先は、別途、指定する予定としており、後日、5の「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

2 変更の届出

要領第10項に規定された変更があった場合は、速やかに任意の様式で届け出してください。提出先については、後日、5の「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

3 実績報告

(1) 提出書類

ア 申請書等送付票 ➡ 34ページ

イ 介護職員処遇改善実績報告書
(要領別紙様式5) ➡ 20～22ページ

ウ 添付書類

- ・ 介護職員処遇実績報告書（都道府県内事業所等一覧表）
- ・ 積算の根拠となる資料

(2) 提出期限 平成21年度分：平成22年5月31日(月) ※ 郵送の場合は必着

(3) 提出方法 原則として郵送。

(4) 提出先 後日、5の「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

4 問い合わせ先

[平成21年9月9日(水)まで]

神奈川県保健福祉部 高齢福祉課 介護保険調整班

電話 045-210-4835

FAX 045-210-8874

※ 平成21年9月10日(木)以降の問い合わせ先については、別途、指定する予定としており、後日、5の「介護情報サービスかながわ」に掲載します。

5 留意事項

(1) 今後の連絡事項は「介護情報サービスかながわ」に掲載しますので、定期的に確認されるようお願いいたします。

URL : <http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>

(2) 様式類は、「介護情報サービスかながわ」の書式ライブラリに掲載しますので、適宜御活用ください。

申請書等送付票

(太線内を記載して、申請書（若しくは実績報告書）と一緒に提出してください。太線枠外は県が記載するので、記載しないこと。)

法人名			事業所名		
			事業所番号	複数事業所について、法人で申請する場合は、下欄に記載してください。	
担当者名	電話 () FAX () E-mail				
法人所在地	〒 神奈川県				

チェック

チェックリスト

申請時のみ	添付書類	添付書類を確認しましたか。（介護職員処遇改善計画書、就業規則、給与規程、労働保険の加入を確認する書類）	<input type="checkbox"/>
	返信用封筒	80円切手を貼り、返信先明記の長3形封筒を添付していますか。	
申請・実績報告時共通	申請・実績報告書	印鑑は法人代表者印（法務局に登記したもの。個人印・社印ではありません。）ですか。	<input type="checkbox"/>
	控え書類	コピーして、控えの書類として保管していますか。	

摘要欄

介護職員処遇改善に係るこれまでの主な質問及び回答

平成21年8月21日版
神奈川県

区分	番号	質問概要	質問	回答
申請	1	申請単位について	介護老人保健施設の通所リハビリテーション事業所について、老健本体と通所リハの2事業所として、それぞれ申請を出すのか。	【介護職員処遇改善交付金事業実施要領 第9項目を参照】 複数事業所が事業者単位で一括申請することは可能である。
内容	2	キャリアパスとは	介護保険最新情報4ページ(3)交付方法③-(イ) 「22年度以降については、キャリアパスに関する要件を加えることとし、この用件を満たさない事業所については交付率を減額する」 キャリアパスに含まれる内容について教えてください。	平成22年度の申請の方法等と併せ、後日、介護情報サービスかながわ等を通じてお知らせする予定である。
交付率等	3	賃金改善額について	交付金の交付見込額(月額)を上回る賃金改善計画を策定することとされていますが、H22.10月より毎月必ず上回らなければならないのか、あるいは賃金改善実施期間中の平均で上回ればよろしいか。	【介護職員処遇改善交付金事業実施要領 第5項目を参照】 賃金改善実施期間において、事業者の申請に係る介護報酬総額に、サービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額が、介護職員の賃金改善に充てられた経費の総額が上回ることが要件となっている。
	4	申請に係る常勤換算の時期	申請に係る常勤換算の時点はいつか。	実績報告において、介護職員等の常勤換算数を求めます。賃金改善実施期間の各月の常勤換算数の合計を記入してください。
	5	交付金の分配について	一法人の運営する事業所が都や県にまたがって複数あり、それぞれの都や県に申請する場合には、交付された金額は一法人として合算し分配してもよいのか。 それとも神奈川県から交付された金額は、神奈川県内の事業所で分配しなければならないのか。	【介護職員処遇改善交付金事業実施要領 第4項の(補足事項)及び第5項の二を参照】 本事業の申請者は、事業者の所在都道府県宛申請することとなるが、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときは、一括して取り扱っても差し支えない。よって、交付後の事業者内における再配分については、事業者単位の取扱いとして差し支えない。 ただし、実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費の実支出額の合計額が交付金の受給総額を下回る場合は、返還を要することとなる。
対象	6	交付金の対象となる職員について	① 介護福祉資格を持ち、介護支援専門員の資格を取得した施設ケアマネは対象となるのか。	【交付金Q&A(都道府県向け)(問12)及び(問13)参照】 資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができますが、対象となるのは、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護従事者(看護
	7		② 上記①の場合、介護職・ケアマネの兼務であったらどうか。	

区分	番号	質問概要	質問	回答
対象	8		③ 8h/日労働者が、6h/日事務、2h/日訪問介護員、もしくは、不定期で訪問介護を行っている者に対しての処遇はどうなるのか伺いたい。	師、准看護師として配置されている者を除く。) 又は(介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者であり、事務等の他の職種のみに従事しているものは対象とならない。 すなわち、介護支援専門員が人員配置基準を満たした上で、介護業務に従事している場合は対象となる。
	9		④ 介護職員の賃金以外の費用に充てはならない、とあるが介護職員の範囲について、日常生活支援(居室清掃など)のパートも含まれるか、事務担当のパートなどが同支援を行う場合はどうか。(特定入居者生活介護) 計画段階で具体的な金額の想定などが必要となってくるかどのように考えたら良いか。	
	10		⑤ 実施要領1の「介護職員(介護職員とみなして差し支えないこととされている者)」とは、何か。	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老企45号)の1(2)③「 <u>介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えない。</u> ただし、この場合の看護師、准看護師については、人員の算出上、看護職員として数えることはできない。」に規程される職員をさす。
	11	賃金額の範囲について	計画書の記載事項にある「賃金改善所要見込額」「介護職員賃金総額(月額平均)」の算出にあたって常勤・非常勤とも含めての額になるのか。 また、常勤者の給与項目はどこまで含めて算出するか決まりがあるのか。 事業所ごとに支払給与項目・主旨が違うと思う。 当事業所の場合、基本給・役職手当・資格手当・地域手当・調整手当・住宅手当・扶養手当・交通費手当・時間外手当・早遅番手当・夜勤手当などがある。	【交付金Q&A(都道府県向け)(問13)参照】 資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができます。 <介護職員待遇改善交付金事業実施要領項目8の一のウを参照> また、算出に含める給与項目は、賃金改善を行う項目に限る。
	12	介護職員等の範囲	実施要領の1通則において、「厚生省令第37号等による基準に規定する訪問介護職等(サービス提供責任者を含む)、介護職(介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。)の賃金改善に~」とされているが、 ① 厚生省令第39号による基準に規定する「指定介護老人福祉施設」の職員も該当するか。 ② 「介護職員とみなして差し支えないこととされている者」とは、どのような者をいうか。 ③ 指定介護老人福祉施設の場合、人員基準では指定介護老人福祉施設に置くべき従業者として以下の者があげられているが、通則でいう「介護職員」とはどこまでをいうか。1. 生活相談員 2. 看護職員 3. 介護職員 4. 機能訓練指導員 5. 介護支援専門員 6. 栄養士 6. 医師	【交付金Q&A(都道府県向け)(問12)参照】 ① 貴見のとおり ② 本説明会資料の39ページのとおり
	13	介護職員等の範囲	サービス提供責任者が、訪問介護を行う場合があるが、交付金の対象か。(介護予防)訪問介護)	【交付金Q&A(都道府県向け)(問12)参照】 交付金の対象については、本説明会資料の39ページのとおり

区分	番号	質問概要	質問	回答
	14	障害福祉サービスについて	障害福祉サービスは適用になるのかどうか。又、その交付率は訪問介護が適用になるのかどうか。	介護保険サービスが対象である。障害福祉サービスは障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づくため、別途障害福祉課へ問い合わせされたい。
支給	15	支給対象及び支給額	① 交付金は介護職員に全額支給となっているが、交付金を支給することで、各税金、保険料もアップし、事業所の負担もアップする。事業所の負担となるのか、事業所負担分を差し引き職員に支給でもよろしいのか。 ② 支給対象は特定された事業の介護職員となるが、事務職員や同一敷地内他事業に係る職員へ均等に分けての支給は可能か。また、他の事業と兼務している職員へは勤務割合に応じた支給額となるか。	①【交付金Q & A（都道府県向け）（問7）参照】 よって、お尋ねの費用は、賃金改善額に含む。 ②【交付金Q & A（都道府県向け）（問12）及び（問24）参照】 複数事業所が事業者単位で一括申請することは可能であるが、給付の対象となるのは、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従事者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者であり、他の職種のみに従事しているものは対象とならない。 介護職員以外の職種の待遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。
	16	支給対象	交付金の支給要件で、平成20年10月から同21年3月までの実績がない事業所は対象外か。（平成21年7月に開設。）	【介護職員待遇改善交付金事業実施要領3ー】 「平成21年10月から平成24年3月までの間、別紙1の表1に掲げる介護サービスを提供する見込みがある。」ので、お尋ねの事業所は対象となる。
	17	支給方法	介護職員の待遇改善費について支給方法は、手当として支給することはできるのでしょうか。	【介護職員待遇改善交付金事業実施要領8ーのウ】 賃金改善を行う給与の項目は、基本給、手当、賞与又は一時金等が想定されている。
	18	支給方法	賃金改善を行う給与項目を、本年5月実施済みの賃金改定アップ分と交付金から5月賃金改定アップ分を差し引いた残額を「年度末手当」の一時金とする予定である。一時金の支給については、支給月をH.22年3月の年度末あるいは年度をまたぎH.22年度の4月に一括支給することは認められるか。	【交付金Q & A（都道府県向け）（問9）参照】 賃金改善額については、原則、平成20年度下半期（10～3月）における介護職員の賃金水準との比較によることとしている。 賃金改善実施期間の設定は、問9のとおり。よって、お尋ね時期の一括支給でも差し支えがない。 ただし、実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費の実支出額の合計額が、交付金の受給総額を下回る場合は、返還を要することとなる。
	19	支給方法	全国展開している当社では、介護職員への賃金配分方法について、賃金改善実施期間中の配分額合計を介護職員全員の総労働時間で除し、1時間あたりの配分額を算出し、その後、各介護職員の総労働時間に応じて全国一律に配分するか、または地域性を考慮して配分するかの予定としています。何か問題点がありますでしょうか。	①②【交付金Q & A（都道府県向け）（問20）参照】 交付金の受給総額の範囲内で、事業者において適切に判断されたい。

区分	番号	質問概要	質問	回答
支給	20	賃金改善額	交付見込み額を上回る賃金の額は、1円でも良いのでしょうか。	<p>【交付金Q & A（都道府県向け）（問8）及び（問9）参照】</p> <p>賃金改善額については、原則、平成20年度下半期（10～3月）における介護職員の賃金水準との比較によることとしている。</p> <p>結果的に、申請日以前の改善分であっても、賃金改善実施期間における支給分については、賃金改善額に含むこととなるが、賃金改善期間より前の支給分については、賃金改善額に含めることはできない。</p> <p>ただし、実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費の実支出額の合計額が、交付金の受給総額を下回る場合は、返還を要することとなる。</p>
	21	内容	<p>① 今回の制度は10月から施行となっているが、10月提供の介護報酬が事業所に支払われるのは12月25日である。交付金も同時に支払われるとのことだが、介護職員への支給はこの交付金が振り込まれてからでよいか。</p> <p>② 介護報酬請求額は毎月増減するが、職員への支給は毎月同じ額で計画しなければならないか。</p>	<p>①②【交付金Q & A（都道府県向け）（問8）及び（問9）参照】</p> <p>実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費の実支出額の合計額が、交付金の受給総額を下回る場合は、返還を要することとなる。</p>
	22	内容	賃金改善額に含まれる法廷福利費等の範囲について、退職給付引当金は該当するか。	<p>【交付金Q & A（都道府県向け）（問7）参照】</p> <p>退職給付引当金は、任意加入とされている制度のため該当しない。</p>
	23	内容	次年度の交付金による賃金改善額は、今年度の改善実績額をベースに更に賃金改善の上積みが要請されることとなるのか。	<p>【介護職員処遇改善交付金事業実施要領 項目5を参照】</p> <p>賃金改善実施期間において、事業者の申請に係る介護報酬総額に、サービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額が、介護職員の賃金改善に充てられた経費の総額が上回ることが要件となっている。</p> <p>よって、お尋ねの次年度以降賃金改善額の上積みを想定する必要はない。</p>
	24	特定施設の「外部サービス利用型」について	<p>（交付金 Q & Aの問い合わせ16）</p> <p>外部サービス利用型特定施設で訪問介護、通所介護、通所リハを外部事業者と委託契約をして、サービスを提供しており、委託費については介護報酬額（国保連分）の基本分を減じた額の100%を支払っている。このような場合でも交付金はすべて委託費に上乗せしなければならないのか。</p> <p>上記以外の活用は認められないのか。</p>	<p>【交付金Q & A（都道府県向け）（（問12）（問16）参照】</p> <p>外部サービス利用型の介護職員についての取扱いは、（問16）のとおり。</p> <p>介護職員以外の職種の処遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。</p>

区分	番号	質問概要	質問	回答
支給	25	特定施設の「外部サービス利用型」について	(交付金 Q & A p. 5 の問い合わせ 16) 今回の交付金対象は介護保険事業者に限定されていますが、養護老人ホームの支援員は外部サービス利用型の介護員としても兼務させてている。この場合、介護保険事業の介護員としても従事しているわけですから交付金の対象にして差し支えないのではないか。	【交付金Q & A（都道府県向け）（問12）（問16）参照】 外部サービス利用型の介護職員についての取扱いは、（問16）のとおり。 指定基準上の介護職員等に兼務している場合は、対象となる。
	26	その他	① 職員への支給の際、税法上の勘定科目はどうなるのか。 ② 交付金は所得税他、課税対象となるのか。 ③ 保険料等に影響するのか。（給与支払い額が増えると保険料、所得税等も増える）	①② 通常職員に支払う人件費として、適切に取り扱ってください。 ③ 【交付金Q & A（都道府県向け）（問7）参照】貴見のとおり
	27	その他	① いつから勤務している職員が支給対象となるのか。 ② 産休中、療養中等で休業している職員の取り扱いはどうなるのか。単純に総額を員数で分配すると、職員数が少ない時は支給額が多くなり、職員数が増えると支給額は少なくなる。	①② 【交付金Q & A（都道府県向け）（問20）参照】 交付金の受給総額の範囲内で、事業者において適切に判断されたい。
	28	就業規則の作成義務がある事業所とは	就業規則の作成義務がある事業所とは	労働基準法第89条には、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならないとされている。 この場合、「10人以上」とは、一時的に10人未満になることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用していることをいう。通常の労働者だけではなくパートタイム労働者にも適用される。 派遣労働者は、派遣元の事業場の人数として算定される。
	29	就業規則等への記載について	介護職員待遇改善交付金事業実施要領 10変更の届け出の三に、就業規則を改正した場合の事項が載っているが、今回の改正について就業規則等へ記載しなくてはならないのか。 また、事業を複数おこなっていて、就業規則が一本化されている法人は、どうしたらよいか。	介護職員待遇改善交付金事業実施要領 8のとおり。就業規則等に関する規程は、申請時にあるものの添付で差し支えない。 就業規則等の改正の方法等については、各事業者で適切に判断されたい。

介護職員処遇改善交付金事業実施要領 1の
介護職員等について

サービス区分	基準上の職種
・(介護予防) 訪問介護	訪問介護員
・夜間対応型訪問介護	サービス提供責任者
・(介護予防) 訪問入浴介護	介護職員
・(介護予防) 通所介護	介護職員
・(介護予防) 通所リハビリテーション	介護職員
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護職員
・地域密着型特定施設入居者生活介護	
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	介護職員
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師は除く）
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	介護従業者
・介護福祉施設サービス	介護職員
・地域密着型介護老人福祉施設	
・(介護予防) 短期入所生活介護	
・介護保健施設サービス	介護職員
・(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	
・介護療養施設サービス	介護職員
・(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	(介護職員の数を算出するに当たっては、看護師、准看護師を介護職員とみなして差し支えない。 ただし、この場合の看護師、准看護師については、人員算出上、看護職員として数えることはできない。)

介護職員処遇改善対策事業に係る問い合わせについて

1 問い合わせ先

神奈川県保健福祉部高齢福祉課 介護保険調整班

(1) 平成21年9月9日(水)まで

① 電話 **045(210)4835**

② FAX 045(210)8874

③ E-mail kaigo.syogukaizen@pref.kanagawa.jp

(2) 平成21年9月10日(水)から11月30日(月)まで

① 電話 **未定(専用回線を設置予定)**

※ 番号については、介護情報サービスかながわを通じてお知らせします。

② FAX **未定(専用回線を設置予定)**

※ 番号については、介護情報サービスかながわを通じてお知らせします。

③ E-mailは、(1)③のとおり

(3) 平成21年12月以降(時期及び番号については、介護情報サービスかながわを通じてお知らせします。)

①② **未定**

③E-mailは、(1)③のとおり

2 申請書等送付先

※ 申請書及び実績報告書については、郵送により受け付けます。

御来所頂くと、窓口が混雑し皆様への対応に支障をきたすため、御協力をお願いします。

- (1) 平成21年9月10日(木)から11月30日(月)まで(番号については、介護情報サービスかながわを通じてお知らせします。)

〒 231-0023

横浜市中区山下町1

シルクセンター国際貿易観光会館 4階 404

神奈川県高齢福祉課 介護保険調整班

介護職員待遇改善交付金（申請書（変更）・実績報告書）在中

↑
申請書・実績報告書のいずれかを○で囲んでください。

- (2) 平成21年12月以降

未定(時期及び番号については、介護情報サービスかながわを通じてお知らせします。)